

介護支援ボランティアポイント交付金に係る換金・税務処理について（Q & A）

付与されたポイントを換金した場合の所得税の取り扱いはどうなりますか。

東京国税局によると、所得税法の雑所得として取り扱い、換金や寄付が確定した日の属する年の収入になります。

詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせいただくか、以下のホームページをご覧ください。（東京国税局）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/shotoku/110307/01.htm>

支払証明書の発行はありますか。

現在、野田市では「野田市介護支援ボランティア活動評価ポイント交付金交付決定通知書」にて振込予定日及び金額を通知させていただいておりますが、換金者全員に支払証明書の発行はしていません。支払証明書が必要な方は社会福祉法人野田市社会福祉協議会（電話 04-7124-3939）までご連絡ください。

今まで交付金を確定申告していなかった場合、どうすればいいですか。

換金された全ての方が申告しなければならないということではありません。必要がある方は、所得の修正申告ができます。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。（柏税務署 電話 04-7146-2321）

【問合せ先】

野田市高齢者支援課高齢者支援係
04-7125-1111（内線 2123）

社会福祉法人野田市社会福祉協議会
04-7124-3939